

「横断歩道マナーアップ運動」について

1 趣旨

本県で発生する道路横断中の交通死亡事故のうち、横断歩道及びその付近における事故が4割以上であり、自動車、自動二輪車及び原動機付自転車の運転者や歩行者に、基本的な交通ルール・マナーが浸透していない状況。

このような状況を踏まえ、県民に対し、横断歩道を横断中及びその付近において遵守すべき交通ルール・マナーを啓発することにより、双方の交通安全意識の高揚を図るため「横断歩道のマナーアップ運動」を推進していくもの。

2 運動期間等

(1) 運動の期間

平成31年1月1日から令和元年12月31日

(2) 一斉活動日

毎月1日を一斉活動日として設定（同日が休日の場合は、以後直近の平日）。

なお、1日に活動することが困難な場合は、活動可能な日を設け、活動してください。

(3) 実施体制

当運動本部の関係機関・団体

(4) 申し合わせ事項

別紙のとおり

3 具体的活動内容（例示）

- ・ 交差点付近における街頭啓発活動
- ・ 横断歩道における保護誘導活動
- ・ 広報車による広報活動
- ・ 各種媒体を利用した広報啓発